

16 保健医療対策の充実

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

(1) 医療提供体制の整備

- ① 地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすること。
- ② 救命救急センターや周産期母子医療センターの運営など、地域の医療提供体制を安定して維持するため、医療提供体制推進事業費（統合補助金）について各事業の補助基準に見合う適正な予算を確保すること。
- ③ 医師の地域偏在の解消に向け、一定期間の医師不足地域での勤務を義務付けるなど、医師の適正配置のための制度的な誘導策を、国が主導して整備すること。
- ④ 医療施設の耐震化を更に促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額を引き上げること。

(提案の理由)

現状

- 地域医療介護総合確保基金を活用する事業は、毎年度関係団体から事業提案を募集し、国が定める「地域医療構想の達成に向けた施設・設備の整備」、「在宅医療の推進」及び「医療従事者の確保」に関する区分ごとの新規・継続事業を、医療介護総合確保促進法に基づく県計画として取りまとめているが、平成27(2015)年度及び28(2016)年度とも、「地域医療構想の達成に向けた施設・設備の整備」に重点配分されるとともに、各事業区分間の弾力的運用が認められていない。
- 「在宅医療の推進」及び「医療従事者の確保」に関する事業は、従前の国庫補助事業から振り替えられた事業に、地域医療を支える上で主力となる総合的な診療能力を有する医師の育成など、県として重点的に取り組む事業が加わったことから、事業費が大幅に増加したが、上記のとおり配分であったため、事業規模を縮小せざるを得ない状況となった。
- 平成28(2016)年度の医療提供体制推進事業費（統合補助金）の内示額は、全体計画額に対し、58.1%に止まった。このため、交付申請の減額調整を行わざるを得ない状況であった。今後もこのような状態が継続すれば、地域に不可欠な救急、周産期等の医療提供体制の確保に支障が生じるおそれがある。（過去4年の要望額に対する内示の率 H28(2016)：58.1%，H27(2015)：50.0%，H26(2014)：62.5%，H25(2013)：69.2%）
- 「医師・歯科医師・薬剤師調査（H26.12末現在）」によると、本県の人口10万人当たりの医師数は、県全体では全国平均を上回る（全国8位）が、県北の3医療圏は、全国平均を大幅に下回っている。
- 現行の医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額は、従前の医療施設耐震化臨時特例基金に比べて著しく低いことなどから、医療施設の耐震化を促進する制度となっていない。

課題

- 地域の医療ニーズに対応した効率的かつ効果的な医療提供体制を構築するために、地域医療介護総合確保基金の用途を国が硬直的に規定するのではなく、地域の実情に応じて有効に活用できるよう、柔軟な仕組みにする必要がある。
- 救急、周産期等地域の医療提供体制を安定して維持するため、医療提供体制推進事業費（統合補助金）の適正な確保が必要である。
- 地域の医療ニーズに対応するためには、医師の地域偏在を解消する仕組みが必要である。
- 医療提供体制施設整備交付金の補助基準額の引上げ等により、医療施設の耐震化整備を促進する必要がある。

【参考】

○ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・医療介護連携体制整備事業
- ・医療介護多職種連携体制整備事業 等

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業

- ・糖尿病等の生活習慣病に係る医療連携の推進事業
- ・かかりつけ医認定事業 等

【区分Ⅲ】医療従事者の確保に関する事業

- ・地域医療支援センターの運営
- ・岡山大学及び川崎医科大学への寄付講座の設置
- ・看護師等養成所運営費補助事業 等

○ 医療提供体制推進事業費（統合補助金）

- ・設備整備：対象施設（病院群輪番制病院、救命救急センター、災害拠点病院 等）
- ・運営事業：救命救急センター運営事業、周産期母子医療センター運営事業 等

○ 卒業後に県が指定する医療機関で勤務する医師の推移（見込み）

（単位：人）

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
地域卒卒業医師	15	22	26	35	44	53
うち医師不足地域で勤務する医師	2	6	8	9	10	16
自治医大卒業医師	20	21	19	21	22	25
うち医師不足地域で勤務する医師	11	14	11	11	11	18
計	35	43	45	56	66	78
うち医師不足地域で勤務する医師	13	20	19	20	21	34

○ 本県の病院の耐震化率（平成28(2016)年9月）

- ・病院全体 66.1%（全国平均 71.5%）
- ・災害拠点病院及び救命救急センター 60.0%（全国平均 87.6%）
- ・医療施設耐震化臨時特例基金と医療提供体制施設整備交付金の比較

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制 施設整備交付金	二次救急医療機関 救命救急センター	基準面積・基準単価 2,300㎡×37,900円	医療施設耐震整備 として必要な新築、 増改築に伴う補強 及び既存建物に対 する補強に要する 工事費	1/2
	IS値が0.3未満の 病院	基準面積・基準単価 2,300㎡×179,900円		
医療施設耐震化 臨時特例基金	災害拠点病院 救命救急センター	基準面積・基準単価 8,635㎡×276,000円		
※平成25(2013)年 度着工分まで	二次救急医療機関	基準面積・基準単価 8,635㎡×165,000円		

提案事項

(2) 母子保健医療に係る対策の充実

小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者に係る医療費公費負担制度については、国の制度として創設すること。

なお、国の制度が創設されるまでの間、事業内容や規模に応じた事業実施が確実にいえるよう十分な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費については、県単独事業として、医療保険による自己負担額の一部を県と市町村で負担している。
- 国は、従来、子どもの医療費を独自に助成する市町村に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額していたが、平成30(2018)年度から、未就学児に限り所得制限などを設けずに、国民健康保険の国庫負担額の減額調整措置を行わないこととした。

課題

- 小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費助成は、地方の裁量による格差が生じるべきものではないことから、国における全国一律の公費負担制度の創設が必要である。
- 国の制度が創設されるまでの間も、各自治体が医療費助成が確実に実施できるよう、地方における十分な財源の確保が必要である。

提案事項

(3) 先天性風しん症候群の発生防止

風しんの流行による先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を予定している女性や妊婦の夫、定期接種の機会がなかった年齢層等に対するワクチン接種等について、国において必要な措置を早急に講じること。

(提案の理由)

現状

- 平成24(2012)年から25(2013)年にかけて、主に定期の予防接種機会がなかった成人男性又は定期の予防接種率が低かった成人男女を中心として、全国的に風しんが流行し、先天性風しん症候群が増加する等、社会的に与える影響が大きかった。
- 平成28(2016)年に公表された平成27年度国感染症流行予測調査(調査時期：H27(2015)年7月～9月)結果によると、依然として20～40代の男性13.2%と女性3.3%が風しんへの抗体を持っておらず、女性14.8%は感染予防には不十分である低い抗体価である。現在、風しんの流行は収まっているものの、引き続き注意するとともに、必要な措置を講じる必要がある。

課題

- 先天性風しん症候群の発生を防止するためには、風しんに対する抗体が十分でない者が予防接種を受けやすくなるような措置を講じ、抗体を持っている者の割合を全体的に増やすことによって、風しんの感染予防やまん延防止を図る必要がある。

17 高齢者支援対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるための抜本的な対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。

(提案の理由)

現状

- 地域包括ケアシステムを構築していくためには、中重度の要介護者等を支える在宅サービスが必要であるが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、夜間・早朝・深夜における訪問看護・訪問介護は、中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入が困難となっている。
- 中山間地域等において複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）等の新たなサービスを導入する保険者に対する補助制度を設けているが、一定の地域に利用者が集まらないことや事業採算性がないことなどにより、実施事業者が極めて少なく、サービス拡大を図ることができていない。

課題

- 人口減少、過疎化に伴い、今後、一層介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる地域において地域包括ケアシステムを構築するためには、サービスや介護報酬を含め、抜本的な対策を図り、事業者の参入を促進していく必要がある。

18 受動喫煙防止対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

健康増進の観点や近年のオリンピック・パラリンピック開催地での法整備状況等を踏まえ、受動喫煙防止対策を強力的に推進すること。

なお、新たな制度に伴う業務については、地方自治体に過度な事務負担・財政負担が生じることのないよう配慮するとともに、関係団体等との調整を踏まえ、円滑な制度導入に努めること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 健康増進法において受動喫煙の防止対策が規定されているものの、努力義務にとどまっている。
- 国では、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策の強化についての検討がなされている。
- 平成28(2016)年10月に、官公庁、学校、医療機関、飲食店等各施設の用途等に応じた対策案や対策の実効性を担保するための施設管理者の義務、義務に違反した場合の罰則の適用等が盛り込まれた「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」が示された。
- 平成29(2017)年3月に、関係者の意見等を踏まえ、飲食店のうち、小規模のバー、スナック等は喫煙禁止場所とはしないことや、制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものは存置を認めるなどの変更を加えた「受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方の案)」が示された。
- 関係者と調整し、平成29年通常国会への改正案の提出を目指している。

課題

- 平成28(2016)年10月及び11月に、関係者に対する公開ヒアリングを実施し、「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」に対する意見等を聴取したが、飲食業界団体等からは反対や配慮が求められている。
- 制度設計に当たって、「喫煙室」を有する施設の指定や公示、義務に違反した施設管理者や施設利用者に対する勧告、命令、罰則等の適用、施設管理者に対する立入検査業務等を都道府県、保健所設置市が担うことが検討されている。

19 福祉・介護人材の確保

提案先省庁	内閣官房、厚生労働省
-------	------------

提案事項

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。

特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を早急に実施すること。

(提案の理由)

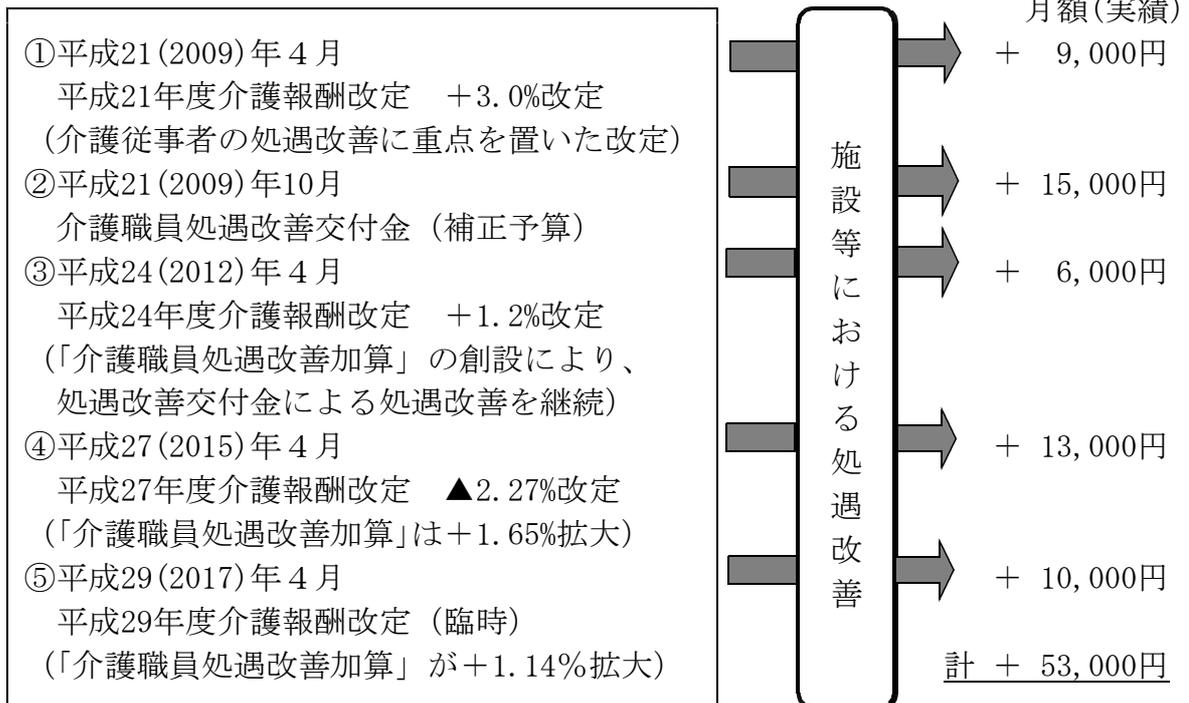
現状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、処遇改善事業の実施等によって処遇改善が図られてきたところであるが、賃金や超過勤務等の労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、県内の有効求人倍率（平成28（2016）年度平均値）は2.77倍と、全職種との1.70倍を大きく上回っており、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- 第6期岡山県介護保険事業支援計画の策定に当たり実施した需給推計によると、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に利用が見込まれる介護サービスを提供するためには、約4万1千人の介護職員が必要となり、今後の生産年齢人口の減少を踏まえた上で推計すれば、5千人以上が不足すると見込まれる。また、介護離職ゼロの実現に向け、介護人材を更に確保する必要がある。

課題

- 将来に向けて、介護職員の需給ギャップを埋めていくには、地方において、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、実情に即した施策を効率的かつ効果的に実施していくことはもちろんであるが、国においても、給与水準の引上げなどの介護職員の処遇改善やキャリアパス制度の確立に向けた更なる取組が必要である。

【参考】介護保険制度における介護職員の処遇改善についての取組



- これまでの取組により、合計すれば月額5万3千円相当の給与改善となっている。
- 障害福祉サービス等においても同様の処遇改善の取組が行われている。(平成21(2009)年4月に+5.1%の報酬改定、平成21(2009)年10月に福祉・介護人材処遇改善事業助成金、平成24(2012)年4月に+2.0%の報酬改定(「福祉・介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善事業助成金による処遇改善を継続)、平成27(2015)年4月に±0%の報酬改定(福祉・介護職員処遇改善加算は+1.78%拡大)、平成29(2017)年4月に介護職員と同様の処遇改善を実施)
- 福祉施設介護員・ホームヘルパーの賞与込み給与の全国平均は約26.2万円であり、全産業平均の36.2万円に比べ約10万円低い。(「平成27年賃金構造基本統計調査」より)

20 障害福祉施策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、地方自治体が安定的に事業を実施できるよう、事業実績に見合った十分な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、自立支援給付（介護給付、訓練等給付等）と並ぶ施策の柱に位置付けられている。
- 市町村地域生活支援事業では、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等、障害のある人の地域生活の支援に不可欠なサービスが実施されている。
- 県地域生活支援事業では、専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業を着実に実施するとともに、障害者差別解消法の施行を踏まえ、共生社会の実現に向けて県として促進すべき事業の追加・拡充を図っている。
- 地域生活支援事業への補助は、国の裁量的経費（費用の100分の50以内を補助することができる）とされ、十分な財源措置がなく、国が必須事業と位置づけた事業の実施においてすら、地方の超過負担が生じている。

課題

- 障害者総合支援法の主要な事業である地域生活支援事業については、地方自治体がサービスを必要とする利用者の状況や地域の実情に応じ、十分に事業に取り組めるよう国において財源を確保する必要がある。

【参考】

- 地域生活支援事業に係る国の予算要求

平成28(2016)年度	464億円
平成29(2017)年度	488億円

- 事業費及び国庫補助額の推移

年度	市町村事業費	県事業費	計 (a)	国庫補助額 (b)	国の負担 割合(b/a)
H25(2013)	2,108,712千円	88,778千円	2,197,490千円	740,221千円	33.7%
H26(2014)	2,236,149千円	92,454千円	2,328,602千円	751,237千円	32.3%
H27(2015)	2,449,224千円	110,393千円	2,559,617千円	737,275千円	28.8%
H28(2016)	2,574,455千円	139,326千円	2,713,781千円	772,259千円	28.5%

(注) H25(2013)～H27(2015)の事業費は実績額、H28(2016)の事業費は見込み額

21 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。

また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務づけ、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

(提案の理由)

現状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて297名（H29(2017).5.1現在）の入所者が生活している。県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 両園に残されている過去の貴重な文献等は歴史の教訓とすべき貴重な資料であり、本県では、収集した資料を取りまとめて資料集「長島は語る（前編・後編）」を刊行するとともに、資料を整理、保存し、公開するなど、残された資料を後世につなぐ努力をしている。

課題

- ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等の関係資料を適切に保全していく必要がある。

22 少子化対策・子育て支援の推進

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省
-------	------------------------------

提案事項

(1) 少子化対策の推進

- ① 少子化対策は、継続的に事業を実施し、効果を検証しながら発展させていくことが重要であることから、地域少子化対策重点推進交付金については、新たな取組で緊急的に支援すべき単年度事業への交付だけでなく、複数年度にわたる取組についても柔軟に対応できる交付金とすること。 **新規**
- ② 未婚化、晩婚化が進行する中、高校生や大学生に対し、教育の場も含め、自分のライフプランに関する意識を高めるための意識啓発を、国において強力に推進すること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 地域少子化対策重点推進交付金は、①結婚に対する取組②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を対象とし、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた新たな取組等で緊急的に支援すべき事業や、これまでの自治体の取組の優良事例の横展開に係る単年度事業にのみ交付されることとなっている。
- 平成27(2015)年の岡山県の合計特殊出生率は1.54であるが、この合計特殊出生率を分析したところ、岡山県では、中国地方の他県と比べ、女性の有配偶率が低く、特に20～34歳において顕著であった。
また、平成22(2010)年と比較して、特に岡山県では、25～29歳の第2子の出生率と、30～34歳の第3子の出生率の低下が進んでいる。
- 本県の調査では、子どものいる世帯が理想とする子どもの数2.73人より、予定している子ども数2.35人の方が少ない結果となっており、その理由の一つが、「高年齢で出産したり子育てするのは嫌だから」というものが約20%であった。
- 岡山県で、大学においてライフデザイン講座を開催したところ、「受講前は結婚を考えていなかったが、受講後は早く結婚したいと思った。」など、約95%の参加者が人生や結婚に対し、前向きになったと回答した。

課題

- 結婚支援や子育て支援は、すぐに成果が現れるものではないため、複数年度にわたる取組が必要である。
- 全国的に20代の女性の有配偶率が大きく低下していることから、若いうちから、仕事と結婚、子どもを持つことを考えるきっかけとなる機会の提供が重要である。

提案事項

(2) 保育士の処遇改善の推進

- ① 保育士の確保を図るため、更なる処遇改善策を講じること。 新規
- ② 公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるようにするため、保育所の指導監査において、適切な指導が行えるよう、公定価格に対応した経験年数や役職ごとの保育士の給与水準等を明確に示すこと。

新規

(提案の理由)

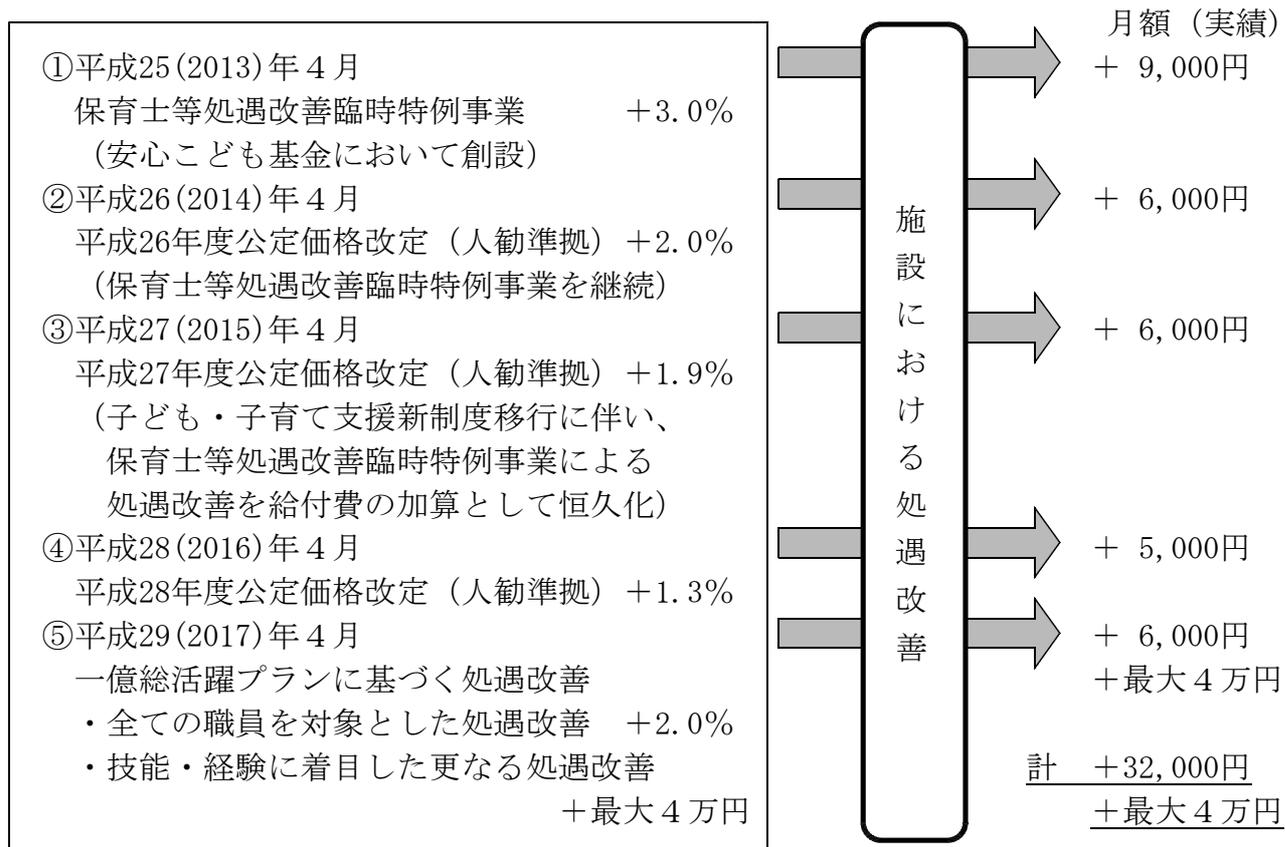
現状

- 保育の受け皿拡大に伴い、保育士不足が深刻となっている。保育士確保のため、都市部を中心に国制度を超えて、自治体独自の人件費の上乗せ補助を行う自治体がある。
- 現行の施設型給付費の処遇改善等加算は、保育所毎に基準年度（既存施設は平成24(2012)年度）における給与水準を起点として一定の率（3～4%）の給与改善を実施することを要件に委託費を加算する仕組みであるが、給与水準の設定自体は、各事業者の判断に委ねられている。このため、元々の給与水準の高低にかかわらず、同レベルの給与改善が求められることとなり、給与水準の低い保育所においては、定められた率の改善を行ってもなお低い水準に留まっている。
- 公定価格上の保育士の人件費は、国家公務員の福祉職給料表を基に積算されており、国家公務員の給与改定に連動した引上げが行われているが、各事業者の給料表は、必ずしもこれに準拠したものとなっておらず、昇給や各種手当の支給、前歴換算等の取扱いについても、各事業者の判断に委ねられている。このため、公定価格上想定されている人件費と実際の保育士の人件費にかい離が生じている場合がある。
- 県が、年1回実施する保育所の指導監査では、給与に関しては当該法人の給与規程どおりに支給されていることの確認が主となっており、給与水準については、判断基準や指導根拠が明確でないため、十分な指導・助言ができていない。

課題

- 自治体独自の人件費上乗せ補助は、人材確保が自治体の財政力に左右され、上乗せ補助を行った市町村への人材の流出につながるおそれがあることから、地方の適切な保育サービス提供体制維持の観点から何らかの対策が必要である。
- 処遇改善等加算について、給与改善の起点となる給与水準が保育所ごとに異なるため、事業者の人件費負担に不公平感が生じている。
- 民間保育所の給与水準について、県が指導監査において事業者に指導・助言するための根拠が存在しないことから、公定価格上の処遇改善を実効性あるものとするためには、保育所職員に適用する給料表のモデルなど、給与水準設定の目安となるものが必要がある。

【参考】保育士の処遇改善の状況（平成24(2012)年度との比較）



※公定価格は、平成26(2014)年度は旧保育所運営費の保育単価、
27(2015)年度・28(2016)年度は施設型給付費の公定価格を指す。

- これまでの取組により、保育所に支弁される施設型給付費の公定価格上は、合計すれば月額3万2千円（最大7万2千円）の給与改善となる見込み。
- 保育士の賞与込み給与の全国平均は約26.9万円であり、全産業平均の約36.2万円に比べ約9万円低い。（「平成27年度賃金構造基本統計調査」より）

提案事項**(3) 児童虐待防止等の支援体制の充実**

児童虐待等に対応するために市町村が設置する要保護児童対策地域協議会については、その設置と児童福祉司など一定の要件を満たす職員の配置が義務付けられたことから、専門職等の常勤職員を配置するために必要な財政措置を行うこと。

(提案の理由)**現状**

- 平成20(2008)年に要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化され、平成21(2009)年には支援対象が要保護児童に加え、養育支援の必要な子どもやその保護者、妊婦に拡大されるとともに、同協議会には児童福祉司など一定の要件を満たす者を配置するよう努めることとなった。
しかしながら、地方交付税措置における児童福祉共通費は、平成19(2007)年度以降は4人分から増員されていない。
- 更なる機能強化を図るため、今般の児童福祉法改正に伴い、平成29(2017)年4月から同協議会への専門職の配置が義務化されている。

課題

- 児童虐待の相談対応が増加するなど児童福祉に関する業務が拡大する中、要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるためには、専門職等の常勤職員の確保が求められる。

提案事項

(4) 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進

児童養護施設等の小規模化や家庭的養護を推進するため、施設の運営主体が小規模化や地域分散化、高機能化に取り組めるよう、推進計画に対応した新たな財源措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 平成27(2015)年度から41(2029)年度までの15年間で、児童養護施設等の本体施設は、全施設を小規模グループケア化し、定員を45人以下にするとともに、本体施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれ3分の1ずつにするという国の方針に基づき、県計画を策定している。
- 小規模グループケアの推進には施設改修を伴う多大な経費が必要となる。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金により、施設の新設・改築を行う場合であっても、児童養護施設の経営は大変厳しい状況であり、施設整備に備えた積立も十分なされておらず、4分の1の自己負担をすることができない事業者が多い。

課題

- 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護を推進していくためには、施設整備に十分な財源の確保が求められる。

提案事項

(5) 養育費確保に向けた仕組みの構築

養育費確保のためには、離婚の際に養育費の分担を明らかにすることが重要であることから、離婚前の相談や支援のための体制を整備するなど、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 平成23年度全国母子世帯調査では、母子家庭における養育費の取決め率は約38%、受給率は約20%と低い状況にある。
- 平成23(2011)年の民法改正により、父母が離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担が明示され（民法第766条第1項）、離婚届書に養育費取り決めの有無をチェックする欄が追加されたが、そのチェック率は約60%にとどまっている。
- 国は、平成27(2015)年12月に策定した「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の中の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において養育費確保支援を掲げており、離婚前の養育費の取り決めに促すため、自治体における弁護士による養育費相談の実施や関係機関による養育費確保支援のネットワークの構築を目指している。
- 平成28(2016)年11月から法制審議会において、債務名義を有する債権者等が強制執行の申し立てをする準備として債務者財産に関する情報を得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討中である。
- 県では、平成29(2017)年度から、関係職員の相談能力向上を図るため、市町村窓口（戸籍、相談）担当者を対象とした研修会の実施や、県ホームページ等による情報発信を行うとともに、母子家庭の母等が養育費取り決め等のため家庭裁判所等を訪れる際の同行支援を実施することとしている。

課題

- 養育費分担の取決め率や受給率が低い原因として、養育費についての意識の低さが考えられることから、全国的な意識啓発や離婚前の相談体制、広報の充実が必要である。

23 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊 日本原駐屯地等の体制の確保

提案先省庁	防衛省
-------	-----

提案事項

防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制の確保に十分配慮すること。

(提案の理由)

現状

- 本県において自衛隊は、台風災害や瀬戸内海の石島^{いしま}の火災などでの救助・消火活動、更には、笠岡市で発生した鳥インフルエンザにおける防疫活動などにより、多大なご貢献をいただいたところであり、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の思いもますます高まっている。
- 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、その存在が地元の経済・社会活動に大きく寄与しているとともに、住民と隊員・家族との交流などを通じて、地域コミュニティの活性化が図られている。
- 陸上自衛隊については、防衛大綱に効率化・合理化を徹底するとの基本方針が示され、中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）に基づいて、日本原駐屯地に所在する第14戦車中隊が平成28(2016)年度末で廃止された。次期中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）において、戦車及び火砲を中心に編成されている同駐屯地の体制縮小が進められ、今後さらに、隊員数が減少することが懸念される。
- 奈義町及び津山市にあっては、平成27(2015)年度、関係団体とともに「陸上自衛隊日本原駐屯地充実期成会」を設立して、国への要望活動をはじめとした、同駐屯地の充実に向けた動きを活発化している。

課題

- 特科隊や戦車中隊で構成される日本原駐屯地など、本県に所在する駐屯地に係る体制縮小が、次期中期防衛力整備計画に盛り込まれることが懸念される。
防衛大綱に基づく当該計画の策定に当たっては、地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ地震など本県における大規模災害への派遣や地域コミュニティの維持・活性化に影響が生じることのないよう、体制を確保することについて特段の配慮を求めていく必要がある。

【参考】県内の駐屯地の状況

- 陸上自衛隊日本原駐屯地（奈義町） 第13特科隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区） 第305施設隊など

24 電源三法交付金の交付延長

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

提案事項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における現在の研究終了後も、同センターが存続する限り、地元住民や県民の安全確保等のため、引き続き、防災対策、広報・調査、地域振興に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。

(提案の理由)

現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として建設された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設は、平成12(2000)年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は同施設の解体や除染技術の研究開発が行われているが、これらの終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に防災対策、広報・調査及び地域振興を目的として交付されている電源三法交付金について、近いうちの打ち切りが懸念される状況にある。
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターは、平成28(2016)年12月に新たにウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発の構想を公表したが、この構想と交付金の継続との関係は不明確である。

課題

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの解体・撤去が終了するまでには少なくとも10年以上を要し、その間は核燃料等のウランのほか大量の処理できない放射性廃棄物の現地保管が続くことになる。

【参考】

○ 核燃料等の保管量 (t U)

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	67.7
濃縮ウラン	30.8
劣化ウラン	2,597.1

(平成28(2016)年12月末現在)

○ 解体終了時の発生廃棄物量 (推定)

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	106千t
放射性廃棄物	24千t
計	130千t

25 国営造成施設の安全性の確保

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

県内に存する国営造成施設について、大規模地震が発生した場合の地震・津波への安全対策に万全を期すこと。

(提案の理由)

現状

- 現在の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設されており、レベル1（耐用年数中に一度は受ける可能性が高い地震）に対する耐震性を有していることが確認されているが、南海トラフ巨大地震が発生した場合には想定を超えた大規模な被害が発生するおそれがある。
- こうした中、国は本年度から児島湾締切堤防の全体実施設計に着手することとしており、詳細な調査や必要な対策の検討が進められることとなった。
- 笠岡湾干拓堤防等その他の国営造成施設についても、平成28(2016)年の鳥取県中部を震源とする地震など大規模地震の発生により、周辺住民の不安が高まっている。

課題

- 今後発生が予測される最大規模の地震・津波に対する国営造成施設の安全性を確保し、農地、住宅、学校、公共施設など、多くの生命や財産への被害防止・軽減を図る必要がある。

【参考】県内に存する主な国営造成施設

施設名	管理者	所在地	規模	備考
児島湾締切堤防	県	岡山市南区福島～郡	堤長 1,558m	調査中
笠岡湾干拓堤防	県	笠岡市平成町～拓海町他	堤長 4,666m	調査中
小阪部川ダム	土地改良区	新見市熊谷～唐松	堤長 145m 堤高 67.2m	調査中
新田原井堰	県	和気郡和気町天瀬～田原上	堰長 220m	調査中
西原ダム	土地改良区	勝田郡奈義町西原	堤長 192m 堤高 46.1m	調査中

26 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

一昨年9月の鬼怒川（茨城県）や昨年8月のおもとがわ小本川（岩手県）などの氾濫を受け、水害対策の推進を求める県民の声は一層高まっているため、治水及び高潮・津波対策事業を強力に推進するとともに、十分な予算を確保すること。

- ① 直轄管理区間の改修等推進
 - ・ 高梁川水系小田川合流点付替事業
 - ・ 旭川改修事業（岡山市中心部、百間川）
 - ・ 高潮対策事業等の推進
 - ・ 適切な維持管理の実施
- ② 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の拡充

（提案の理由）

現状

- 治水事業等は、国土を保全し国民の生命と財産を守る根幹的な社会資本整備事業であり、他のインフラとの相乗効果により民間投資を呼び込み、ストック効果を生み出すが、国の治水事業等予算は20年程前の約4割となっており、計画的な事業の推進には、予算の拡充が必要である。
- 近年は、平成10(1998)年、16(2004)年、21(2009)年、23(2011)年に甚大な浸水被害があり、平成27(2015)年9月の鬼怒川、平成28(2016)年8月の小本川などの氾濫を受けて、治水や高潮対策等の推進について県民の関心が一層高まっている。
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり、水害リスクは高く、252 k m²の域内に人口39万人が居住し、水島工業地帯や岡山市南部で県内の製造品出荷額の約6割を占めるなど、人口や資産が集中している。
- 県管理河川のうち要整備延長は1,831 k mであるが、整備済延長は暫定的なものを含めても686 k mしかなく、また、海岸保全施設のうち高潮・津波に対する整備が必要な延長は147 k mに対し、高さが確保されているのは48 k mに過ぎない。
- 平成27(2015)年の水防法の改正により、瀬戸内海では、最大規模の高潮による浸水想定区域の指定を、概ね5年程度(平成32(2020)年度まで)で実施する必要がある。

課題

- 県南部沿岸地域は、低平地に人口・資産が集積する市街地が形成されており、台風や高潮等によりひとたび災害が発生すると、大規模な被害状況となることから、早急な整備が必要である。
- 岡山県の河川整備を計画的に実施し、治水安全度の着実な向上を図るためには、事業費の確保が喫緊の課題である。また、高潮・津波対策についても、早急に推進していくため、十分な予算の確保が必要である。
- 高潮対策事業により高潮浸水想定区域の指定のための調査を行えるよう、対象要件の拡充が必要である。

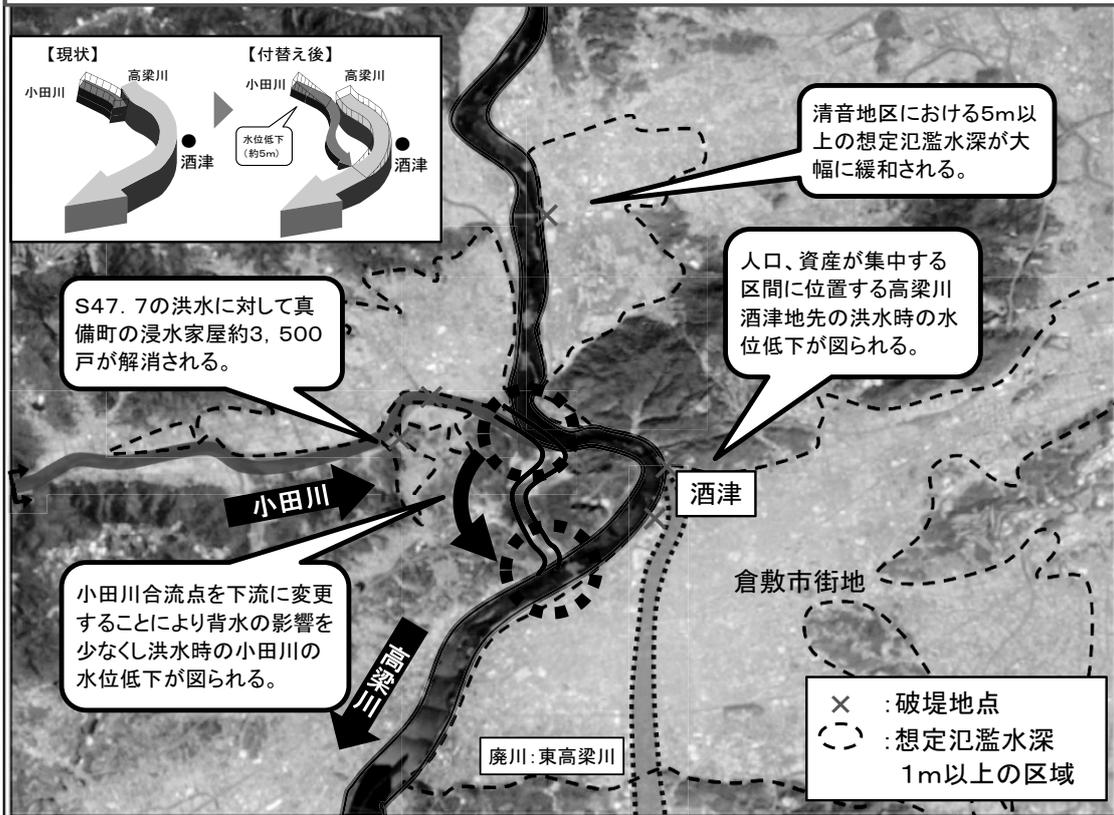
【参考】治水及び高潮対策等事業（平成29(2017)年度実施予定）

直轄管理河川改修事業	吉井川、旭川（百間川含む）、高梁川
県管理河川改修事業	一級河川砂川、二級河川足守川等24河川
建設海岸・港湾海岸	三幡九幡海岸等4箇所、水島港海岸等12箇所

小田川合流点付替事業の推進

事業の目的

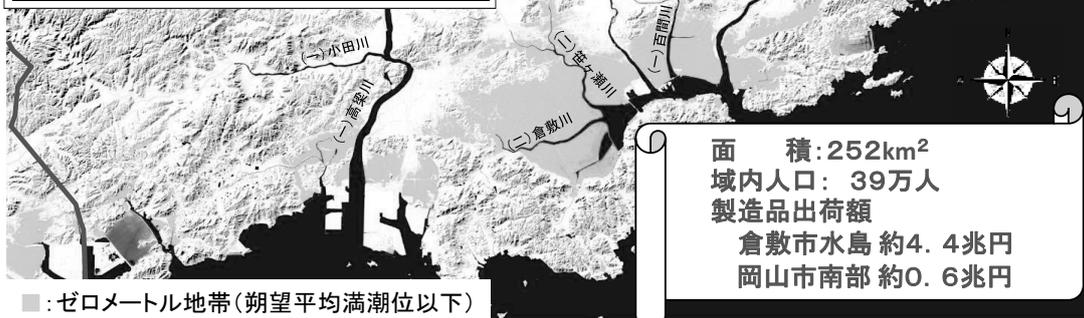
小田川合流点付替事業により、高梁川との合流点が約4.6km下流に付替わり、人口、資産が集中する倉敷市街地に接する高梁川酒津地先の洪水時の水位低下が図られ、水害のリスクが低減される。また、過去幾多の甚大な被害が生じている小田川合流点付近の洪水時の水位低下が図られる。



県管理河川事業及び高潮・津波対策事業

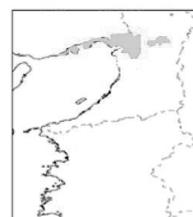
岡山県南部低平地

地区	面積
岡山県南部	252km ²
東京湾(横浜市～千葉市)	116km ²
伊勢湾(川越町～東海市)	336km ²
大阪湾(芦屋市～大阪市)	124km ²



東京湾
面積 116 km²

岡山県の
ゼロメートル地帯は
東京湾・大阪湾の
2倍以上



大阪湾
面積 124 km²

27 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、安定的かつ恒常的な財源を確保し、防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。

(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策

堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するための財源を確保すること。

(2) 道路の防災対策

緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するための財源を確保すること。

(3) 下水道の耐震化

災害に強いまちづくりを支援するため、下水道の耐震化を推進するための財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 南海トラフ沿いにおける地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は70%程度となっており、岡山県内における最大震度は6強が想定されている。
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり、水害リスクは高く、252km²の域内に人口39万人が居住し、人口や資産が集中している。
- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や平成28(2016)年4月に発生した熊本地震では、土木施設が大きな被害を受け、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所の道路防災対策率は42.8%、道路橋梁の耐震補強進捗率は58.2%にとどまっている。

課題

- 県南部沿岸には、人口・資産の集中した低平地が広がっており、ひとたび高潮被害が発生すると大規模な被害となることから、早急な整備が必要である。
- 本県の公共事業予算（土木部関係）は、ピーク時の約3分の1と大変厳しい状況にあり、防災・減災対策の促進を図る上で、国の支援（防災・安全交付金）の拡充が必要である。
- 今後とも、高潮に加え、地震・津波に対して、海岸保全施設をはじめとする土木施設の整備を早急に推進していく必要がある。

【参考】

○ 岡山県の土木施設整備状況（防災・減災関連）（H29(2017).3末現在）

区 分	内 容	整備率
河 川	県管理区間の河川改修	37.5 %
海 岸	建設海岸・港湾海岸の海岸保全施設整備（高潮対策）	32.9 %
道 路	緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策	42.8 %
	緊急輸送道路上の道路橋梁の耐震化	58.2 %
下 水 道	児島湖流域下水道の耐震化	未 了

○ 今後、特に早急な対策が求められる箇所

海 岸	<p>… 建設海岸：三幡九幡海岸（岡山市中区桑野～東区九幡）、 岡南海岸（岡山市南区北浦） 等</p> <p>港湾海岸：岡山港海岸北浦幸島地区（岡山市東区）、 東備港海岸日生地区（備前市） 等</p>
河 川 (直轄区間)	<p>… 吉井川：岡山市東区西幸西、九幡地区</p> <p>旭 川：岡山市中区江崎、江並地区</p> <p>高 梁 川：倉敷市玉島乙島、連島町鶴新田地区</p>
道 路	<p>… 落石等危険箇所：国道180号（新見市法曾～千屋実） 等</p> <p>道路橋梁(緊急輸送道路)：邑上橋（主）飯井宿線（瀬戸内市邑久町）、 高梁跨線橋（国）484号（高梁市原田南町）、 船穂玉島高架橋（主）倉敷美袋線 （倉敷市船穂町船穂） 等</p>
流域下水道	<p>… 児島湖流域下水道浄化センター及び幹線管渠</p>

28 「命を守る」土砂災害防止対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

大型台風の来襲や、頻発する局地豪雨等により、脆弱な地質が広く分布する岡山県では、土砂災害発生危険性が高まっており、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を推進するため、十分な財政措置を講じること。

(1) 基礎調査

改正土砂災害防止法に基づき定められた土砂災害防止対策基本指針により、平成31年度までに基礎調査を完了させる必要があるため、十分な予算を確保し、配分すること。

(2) 砂防事業等

砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進する必要があるため、十分な予算を確保し、配分すること。

(提案の理由)

現状

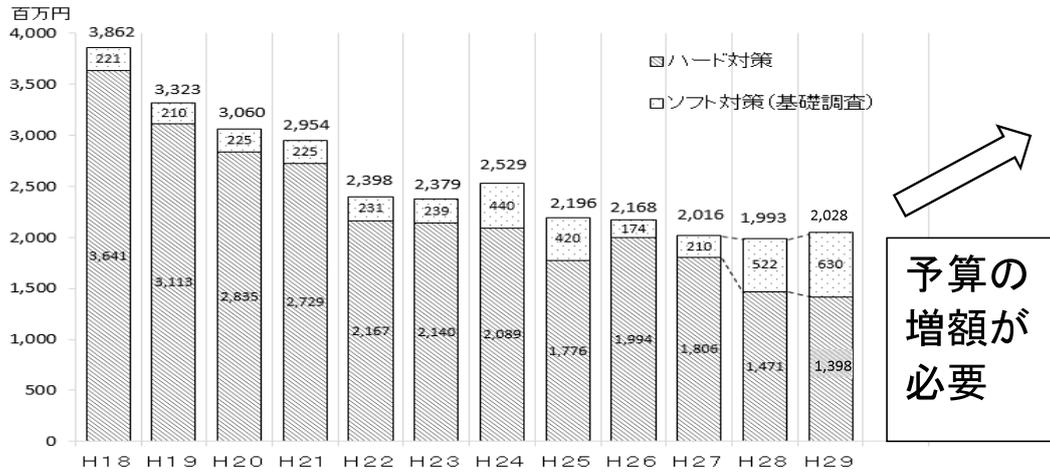
- 県内には、平成26(2014)年に大規模な土砂災害が発生した広島県と同様の花崗岩地質が、県土の約20%に分布するほか、土砂災害危険箇所が11,999箇所(全国20位)ある。このうち、ハード対策が必要な危険箇所は、5,692箇所あるが、平成28(2016)年度末の施設整備率は27.2%と低い。
- 現在の土砂災害危険箇所をベースとした警戒区域の指定は、平成27(2015)年度で完了したが、今後、平成31(2019)年度までに特別警戒区域の指定のための基礎調査を完了するには、これまで以上の予算の配分が必要である。
- 土砂災害特別警戒区域の調査が進捗することにより、当該区域の住民からハード対策を求める要望が増加すると考えられる。

課題

- 平成31(2019)年度までに、12,564箇所の警戒区域における、特別警戒区域の指定のための基礎調査を完了するには、これまで以上の予算の配分が必要である。
- 基礎調査へ予算を重点配分した上で、ハード対策を計画的に推進していくためには、砂防関係事業費の確保・拡充が必要である。

砂防関係事業費

●岡山県砂防関係事業費の推移



土砂災害防止対策の推進(ハード対策)

●土砂災害危険箇所の施設整備状況について

(平成29年(2017年)3月31日現在)

	危険箇所数	施設整備状況			
		うちハード対策箇所数	H28まで整備済箇所数	H28末整備率	H29実施箇所数
土石流危険溪流	6,441	3,019	920	30.5%	32
急傾斜地崩壊危険箇所	5,360	2,475	558	22.5%	12
地すべり危険箇所	198	198	69	34.8%	8
計	11,999	5,692	1,547	27.2%	52

※1 保全人家5戸以上(5戸未満であっても、官公署、学校、駅、旅館等のほか、社会福祉施設等の要配慮者利用施設のある場合を含む。)

平成28年6月19日から続いた梅雨前線豪雨による災害

みぞおちかみがわ おかやまけん かさおかし こうのしま

●水路上川(岡山県 笠岡市 神島)で発生した土石流による災害



29 水道施設の耐震化の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

水道施設等耐震化事業における資本単価要件を緩和するとともに、交付率を一律に2分の1に引き上げ、水道施設の耐震化の推進を図ること。

(提案の理由)

現状

- 水道施設等耐震化事業の採択基準の1つである資本単価要件（水道事業：90円/m³以上、水道用水供給事業：70円/m³以上）を満たす水道事業者は、県内27事業者のうち16事業者に限られている。また、事業の採択を受けられても、交付率は1/4～1/2とされ、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 更に、平成28(2016)年度の事業制度の改正（水道管路緊急改善事業の創設）により、既存事業における新規採択事業の交付率引下げがなされたため、水道施設耐震化の推進に大きな支障が生じている。

課題

- 本県では、沿岸部を中心に10市4町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

【参考】水道施設の耐震化率（平成27(2015)年度末）

	基幹管路耐震適合率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
全国	37.2%	25.8%	51.5%
岡山県	26.5%	29.0%	53.2%

30 危険ドラッグ対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

(1) 抜本的な規制強化への取組

法律の規制に加えて、本県でも危険ドラッグを取り締まるために条例を定めたが、本来、こうした規制は国において全国一律で実施されることが基本であり、国は、指定薬物に係る立入検査の権限を警察官に付与するなど従来の手法にとらわれない、より実効性のある規制強化を図ること。

(2) 危険性についての啓発の強化

危険ドラッグをはじめ、大麻や覚醒剤等の薬物の危険性について、若年層にも効果的な広報啓発を一層強化すること。

(3) 簡易検査等の研究・検査体制の整備

危険ドラッグによる健康被害を防止し、指定薬物等の簡易検査の実用化を可能とするため、研究を早急に進めるとともに、より迅速に指定薬物の指定ができる体制を整備すること。また、地方衛生研究所等の支援の更なる充実を図ること。

(提案の理由)

現状

- 危険ドラッグは、若者を中心に急速に広がり、大きな社会問題となったが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器法）の改正に伴う、検査命令及び販売等停止命令の対象物品の拡大、広域的な規制の導入等の規制の強化により、販売店舗はなくなっている。しかし、依然として国内においてはインターネットを介しての購入が可能であるなど、その根絶には至っていない。
- 知識が不十分なため好奇心から手を出してしまう若年層に対する予防啓発の重要性が増している。
- 危険ドラッグの取締りの強化に伴い、全国的には大麻や覚醒剤等への回帰が懸念されている。
- 危険ドラッグの使用・所持については、麻薬や覚醒剤等のように、簡易検査を用いた迅速な対応ができていない。
- 本県の危険ドラッグの分析は、地方衛生研究所である岡山県環境保健センターにおいて実施しているが、医薬品医療機器法に基づく指定薬物は随時追加されており、最新の分析技術の伝達・支援が必要である。

課題

- 危険ドラッグの販売店舗はなくなっているが、新たな形態での販売等への対応が必要である。
- 危険ドラッグ、大麻、覚醒剤等の薬物の危険性について、全国的に訴求性の高いテレビCM等を用いて、若年層を中心としたより効果的で継続的な啓発が必要である。
- 実効性のある規制を実施するには、違法な薬物を所持する者等への迅速な簡易検査を可能とすることが必要である。

【参考】

○ 危険ドラッグ販売店の店舗数（全国） （単位：店舗）

時点	平成26年 (2014)3月	平成26年 (2014)9月	平成26年 (2014)12月	平成27年 (2015)3月	平成27年 (2015)6月	平成27年 (2015)7月
店舗数	215	78	15	3	2	0

厚生労働省調べ

○ 薬物事犯の取締状況

（1）全国の状況

（単位：人）

	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)
危険ドラッグ	112	176	840	1,196
大 麻	1,603	1,555	1,761	2,101
覚 醒 剤	11,577	10,909	10,958	11,022

警察庁調べ

（2）岡山県の状況

（単位：人）

	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)
指定薬物	0	0	19	8
麻 薬	6	53	15	1
大 麻	31	45	47	44
覚 醒 剤	134	83	117	128

岡山県警察調べ

31 警察基盤の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

提案事項

- (1) 警察官の増員
県民が身近に不安を感じる事件・事故等に的確に対応し、安心して暮らすことができる社会を実現するため、警察官を増員すること。
- (2) 装備資機材の整備充実
厳しい治安情勢に的確に対応するとともに、災害発生時における迅速な救出・救助活動を推進するため、捜査用車両やサイバー犯罪捜査用解析資機材、防弾楯等の治安対策用装備資機材や生存者探査機等の災害対策用装備資機材の整備充実を図ること。
- (3) 三次元顔画像撮影装置等の整備充実
捜査の高度化・科学化を推進するため、被疑者写真を三次元顔画像撮影装置で撮影し、画像データ等を登録・保存できるサーバーを整備するとともに、全国で画像情報を共有できるシステムを構築すること。**新規**
- (4) 警察本部庁舎の整備
重大事件・事故、大規模災害等の発生時においても機能を十分に発揮できる警察本部庁舎を整備するため、必要な財源確保を図ること。

(提案の理由)

現状

- 近年、刑法犯認知件数が減少するなど、治安水準は改善傾向にあるが、子ども・女性を対象とした犯罪や、被害者の大半を高齢者が占める特殊詐欺、サイバー空間を利用した犯罪が後を絶たないほか、組織犯罪や少年非行についても依然深刻な状況にある。
- 本県警察官一人当たりの業務負担量は、特に刑法犯検挙人員や刑法犯少年検挙人員、交通事故発生件数等に関して、全国的にみても相当高い状況で推移している。
- 治安対策や災害対策に係る装備資機材は、必要数の充足には至っていない。
- 現在の顔画像鑑定は、二次元の顔画像間の形態学的な比較対照検査であるため、現場で撮影された顔画像と被疑者写真の角度が異なっている場合、鑑定が困難である。
- 現在の警察本部は、警察本部機能が分散している上、耐震性能やセキュリティ対策の脆弱性等の問題を抱えている。

課題

- 現下の治安情勢に的確に対応し、県民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、警察官の更なる増員を図る必要がある。
- 厳しい治安情勢に的確に対応するとともに、災害発生時における迅速な救出・救助活動を推進するため、治安対策・災害対策用装備資機材の早急な整備が必要である。
- 被疑者写真を三次元化し、より高度な鑑定に活用できる画像データを収集するとともに、同データを効率的に蓄積することによって、被疑者の早期特定・検挙を図る必要がある。
- 治安・災害対策拠点としての機能を十分に果たすことができるよう、平成32(2020)年度の完成を目指して、警察本部庁舎の建設工事を進める必要がある。

32 交通安全施設等整備の推進

提案先省庁	警察庁
-------	-----

提案事項

(1) 安全で快適な道路交通環境の実現

幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通信号機等の高度化更新、集中制御エリアの拡大等を図るほか、光ビーコン等の機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の更なる整備や信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。

(2) 信号機電源付加装置等の整備充実

災害に伴う停電時の交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。

（提案の理由）

現状

- 平成28(2016)年中の県下の交通事故死者数は79人（前年比8人減）で、減少傾向を維持しているものの、人口10万人当たりの死者数は、全国平均を上回っているほか、高齢者が全死者の約6割を占めるなど、交通事故をめぐる情勢は厳しい状況にある。
- 本県は、広域交通網の結節点で、他県からの車両の流入が多いため、岡山市や倉敷市等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に、交通渋滞が慢性化している状況にある。
- 交通安全施設等については、交通管制システム等の拡充のほか、新交通管理システムの整備や信号灯器のLED化等を推進しているが、幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するためには、更なる対策が必要となっている。
- 東日本大震災以来、災害対策の抜本的見直しが求められる中、信号機電源付加装置等の整備は十分とはいえない現状にある。

課題

- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じたきめ細やかな信号制御によって交通の円滑化を図るとともに、視認性の確保や消費電力の抑制に向けた信号灯器のLED化等を推進する必要がある。
- 災害発生時における交通の安全等を確保するため、発電装置を備えた信号機等の更なる整備等の停電対策が急務となっている。

33 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

提案先省庁	総務省、国土交通省
-------	-----------

提案事項

地方バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の地域公共交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。

(1) 地域公共交通ネットワークの維持・確保

地方バス路線をはじめとする地域公共交通ネットワークの維持・確保に必要な財源を確保すること。

(2) 離島航路の維持

離島航路の維持については、現在対象となっていない航路を支援対象に含めるなど、財政支援の拡充を図ること。

(3) 第三セクター鉄道の経営安定化等

「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。

(4) JR在来線の利用促進

JR在来線の利用促進に向けた、沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。

(提案の理由)

現状

- 拠点間を結ぶ広域的・幹線的なバス路線については、地域間幹線系統確保維持費国庫補助事業が実施されているが、国において、補助上限額の引き下げが検討されている。
- 幹線バス等の地域間交通ネットワークに接続するバスやデマンド交通については、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助事業が実施されているが、地域公共交通活性化再生法による国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業でない場合、補助上限額が、毎年度漸減されている状況である。
- 離島航路については、地域公共交通確保維持改善事業（離島航路運営費等補助事業）が実施されているが、原則として補助対象は旅客定員13人以上の船舶による定期航路が前提となっている。また、特別交付税算定額の対象となる離島航路も同様である。
- 地方鉄道の鉄道施設の更新・修繕については、地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）に加え、鉄道施設総合安全対策事業において実施されることとなったが、鉄道施設の老朽化等のため、事業者からの補助要望額は年々増加しており、十分な予算の確保が必要である。
- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、鉄道施設の更新・修繕経費を負担している。井原鉄道が平成29(2017)年度に行う鉄道施設の更新・修繕については、車両検査や橋梁の修繕に要する経費の補助額が大幅に査定されたことにより、同社の要望額の52%程度しか措置されなかった。国庫補助金で措置されなかった費用については、県や沿線自治体の

負担となる。

また、地方公共団体が行う地方鉄道の投資への補助に対しては、平成25(2013)年度から特別交付税が措置されているが、措置率は30%と、地方バス路線や離島航路の運行維持に関する措置率(80%)と比べて低率である。

平成28(2016)年度関係自治体負担総額 158,433千円 (うち岡山県負担額:75,211千円)

- JR在来線については、特に県北部において、利用者数の減少が著しいことから、関係市町村や団体と連携して、JR西日本への要望活動や利用促進の取組を行っている。
- 地域公共交通の利用促進に対する支援として、地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査等事業)が実施されているが、地域公共交通網形成計画又は地域公共再編実施計画に基づく事業に限定されている。

課題

- 地方バス路線をはじめとする地域公共交通ネットワークを持続可能なものとするために必要な財源を、継続的に確保する必要がある。
- 離島に暮らす住民にとって不可欠な交通手段である離島航路の維持を図っていくためには、不定期航路も含めて関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- 井原鉄道については、今後、施設の老朽化に伴い、維持経費が増加することから、国庫補助制度の充実などにより、関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- JR在来線については、沿線住民への利用に向けた啓発活動や沿線の魅力発信による沿線外からの集客など、沿線自治体等による利用促進に向けた取組を進めることが重要である。

34 宇高航路存続への支援

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

生活交通のみならず、社会的・経済的にも重要な役割を担っている宇高航路が存続できるよう、効果的な支援制度を創設すること。

(提案の理由)

現状

- 宇高航路は、全国的な幹線道路網を構成する路線の一つとして指定された、岡山市を起点に、玉野市を經由し高松市を終点とする路線である国道30号の海上区間上を運航している。
- しかし、平成20(2008)年9月から実施された高速道路料金の大幅な引下げ等によって、宇高航路の輸送量が大きく減少し、平成24(2012)年10月からは1社のみでの運航となり、同社の運航便数も平成26(2014)年度中の2度にわたる減便(22便→14便→10便)に続き、平成29(2017)年4月からは更に減便(10便→5便)されている。
- こうした状況を踏まえ、国、関係自治体で構成する宇野高松間地域交通連絡協議会(平成22(2010)年2月設置)で協議を重ねるとともに、関係自治体から国に対し、宇高航路への支援制度の創設を要望してきたところ、対応は困難とのことから、当面、緊急的な措置として、関係自治体による財政支援を平成27(2015)年度から行っている。

課題

- 宇高航路の航路事業者の主要な収益であるトラックの輸送量が大幅に減少し、それに伴い、航路事業者は、減便を重ねており、運航を休止(廃止)することが懸念されている。
- 現行の国支援制度では、離島航路以外の航路について、航路存続に向け有効に活用できる内容となっていないため、災害に強い国土づくりの観点も含め、効果的な支援制度の創設が必要である。

【参考】宇野～高松間航路の輸送動向

(単位：人、台)

区分	旅客		乗用車・バス		トラック	
		前年度比(%)		前年度比(%)		前年度比(%)
平成20年度	1,199,655	△7.7	342,253	△7.6	509,060	△10.6
平成21年度	887,273	△26.0	202,915	△40.7	325,060	△36.1
平成22年度	801,650	△9.7	167,584	△17.4	265,763	△18.2
平成23年度	805,491	0.5	184,383	10.0	241,233	△9.2
平成24年度	627,227	△22.1	149,284	△19.0	188,850	△21.7
平成25年度	425,823	△32.1	106,477	△28.7	147,078	△22.1
平成26年度	293,430	△31.1	89,528	△15.9	75,810	△48.5
平成27年度	219,737	△25.1	75,282	△15.9	44,645	△41.1
平成28年度	209,704	△4.6	70,441	△6.4	37,893	△15.1

※「四国運輸局：四国地方における運輸の動き」より

35 中山間・離島地域等の活性化の推進

提案先省庁	内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省
-------	---------------------

提案事項

(1) 中山間地域等の活性化の推進

過疎地域等の条件不利地域である中山間地域はもとより、将来人口推計等に基づき、存続が危惧される地域においても、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。

また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。

(2) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県土の約75%を占める中山間地域においては、人口減少と高齢化が急速に進行し、生活基盤を支える農林水産業の担い手の減少、野生鳥獣被害の深刻化、買い物や通院に必要な生活交通の弱体化など多くの問題を抱えており、中山間地域の自治体は、課題解決のための財源確保に苦慮している。
- 平成27(2015)年の国勢調査結果では、5年前と比べて県内27市町村のうち23市町村の人口が減少し、全市町村の高齢化率が上昇するなど、従来の条件不利地域以外の地域も存続が危惧されている。
- 本県では、これまで中山間地域活性化基本方針及び過疎地域自立促進方針等に基づき、ソフト・ハード両面から総合的な取組を推進するとともに、「おかやま創生総合戦略」及び「新晴れの国おかやま生き生きプラン」に基づき、小さな拠点の形成支援や、地域おこし協力隊の活用促進、移住・定住の促進など、中山間地域等の活力創出に取り組んでいる。
- 離島地域については、依然として社会基盤や生活環境等の面で立ち後れ、中山間地域以上に厳しい状況にあり、本県では、離島振興法に基づく「岡山県離島振興計画」を策定し、関係市等との協働により、離島振興施策を着実に実施することとしている。

課題

- 中山間地域をはじめ、地方の中小都市の人口減少も加速し、地域間格差等の様々な弊害を生んでおり、国が率先して、その是正に取り組むとともに、将来人口推計等も加味した継続的な地方創生の取組を推進する必要がある。

【参考】

○ 本県の中山間地域の状況

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 山村振興法に規定する山村
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域

区 分	市町村	面積 (km ²)	人口 (人)	高齢化率 (%)
全 県 域	27	7,114.62	1,921,525	28.7
中 山 間 地 域	22	5,354.70	550,250	34.4
中山間地域の割合	81.5%	75.3%	28.6%	—

(注) 人口及び高齢化率は、平成27(2015)年の国勢調査による

○ 本県の離島地域の状況

6市6地域の17島(うち有人島14)

(単位：人)

区 分	人 口			高齢化率 (%)	
	平成17年	平成27年	減少率 (%)	平成17年	平成27年
離島地域計	3,101	2,005	△35.3	56.1	66.6
中山間地域計	610,110	550,250	△9.8	28.6	34.4
全 県 域	1,957,264	1,921,525	△1.8	22.5	28.7

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

36 フロン排出抑制対策の推進

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

提案事項

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。

- ① 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の届出制度の創設
- ② 機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設
- ③ 政令指定都市及び中核市の長への機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限の移譲

（提案の理由）

現状

- 充填・回収事業者のような届出制度が設けられずに、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限が都道府県知事に移譲されているため、的確かつ効果的な実施に支障を来している。
- 機器の定期点検を実施することができる者は「十分な知見を有する者」とされているが、その範囲は、経済産業省及び環境省の運用上の規定のみであり、法令での位置付けが無い場合、業者選定に支障を来すなど実効性や客観性が十分担保されていない。
- 環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、政令指定都市や中核市の長に移譲されているが、当該法令は全て都道府県知事に留められているため、各々の制度等の一体的かつ効果的な運用を阻害している。

平成28(2016)年12月20日に、地方分権改革に関する平成28年の地方からの提案等に対する対応方針として「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨が閣議決定された。

- 環境省では、平成28(2016)年10月のモントリオール議定書改正を踏まえ、フロン排出抑制法をはじめとしたフロン類対策を総点検するとともに、今後の対策の在り方について総合的に検討することを目的として、平成28(2016)年12月13日に「フロン対策の今後の在り方に関する検討会」を立ち上げ、問題点の洗い出しや方向性の議論を開始している。

課題

- フロン排出抑制法を円滑かつ適切に運用していくためには、立入検査対象を的確に把握するための届出制度を創設する必要がある。
- 定期点検の実効性や客観性を担保するためには、点検を実施する者に係る資格を法律上明確にする必要がある。
- 機器の管理者に対する立入検査や指導等を効果的に実施するためには、他の環境関係法令と同様、その権限を政令指定都市や中核市の長に移譲する必要がある。
閣議決定において「法施行後5年経過時の見直しの際に、地方公共団体等関係者の意見を踏まえて検討する」と言及されたことは評価できるが、「二重行政の解消や効率的な立入検査等の実施」は喫緊の課題と認識しており、実現に向け早急に検討に着手する必要がある。

【参考】事業所数

区 分	事業所数
岡山市（政令指定都市）	32,388
倉敷市（中核市）	18,765
その他市町村	30,962

（平成26年経済センサス）

37 環境保全対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

提案事項

(1) 微小粒子状物質（PM2.5）対策の充実

PM2.5について各種発生源に対する対策強化が望まれるところであるが、PM2.5は多くの成分から構成され、各種発生源の寄与割合について解明すべき課題が残されていることから、固定発生源（工場・事業場）に対する排出規制の強化に当たっては、科学的知見の充実に十分に図った上で進め、効果的かつ効率的なものとなるようにすること。

(提案の理由)

現状

- 平成21(2009)年に環境基準が設定された微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）について、岡山県では、平成22(2010)年度から測定を開始し、現在は県下23測定局において測定を実施しているが、全国的にみても高濃度を観測している測定局が多い。
- PM2.5は、炭素成分、イオン成分、金属成分、土壌成分など多くの成分から構成され、その生成機構や発生源の寄与割合について解明すべき課題が残されているが、PM2.5の濃度上昇は、大陸からの越境汚染の寄与だけでなく、国内発生源の影響も相当あるとされている。
- 平成27(2015)年3月に、中央環境審議会の専門委員会が、PM2.5の国内における排出抑制策の在り方について、短期的課題と中長期的課題を整理し、段階的に対策を検討していくことが適当とする中間取りまとめを行っており、今後、国では、これを踏まえ、固定発生源における追加的な排出抑制対策の可能性や燃料蒸発ガス対策の導入の検討などを進めることとしている。

課題

- 県内におけるPM2.5の測定局のうち環境基準を達成しているのは1局であり、達成率は5.3%と依然として低い（平成27(2015)年度実績）。
- PM2.5の発生源や原因物質は多様であり、環境基準を達成するためには、種々の対策に総合的に取り組む必要がある。

【参考】PM2.5測定局

市町村	測定局名	市町村	測定局名	市町村	測定局名
岡山市	江並	倉敷市	玉島	新見市	新見
〃	東岡山	〃	児島	備前市	三石
〃	建部	〃	監視センター	早島町	早島
〃	西祖農集	〃	真備	岡山市	南方(自)
倉敷市	松江	津山市	津山	倉敷市	大高(自)
〃	塩生	玉野市	宇野	〃	庄(自)
〃	倉敷美和	笠岡市	茂平	早島町	長津(自)
〃	茶屋町	総社市	総社		

(自)は自動車排ガス測定局

提案事項

(2) アスベストの適切な処理体制の確保等

解体等作業現場における規制基準（敷地境界におけるアスベスト濃度の基準）を早急に設定するとともに、安価で迅速な分析方法や安全な処理方法を開発・普及すること。

（提案の理由）

現状

- アスベスト飛散防止対策の強化として、解体工事等に係る建築物のアスベスト使用の調査確認の義務化、工事発注者の責任明確化、自治体職員の立入調査権限の強化などが盛り込まれた改正大気汚染防止法が、平成26(2014)年6月に施行された。
- 中央環境審議会の答申では、「解体作業現場における規制基準（敷地境界における濃度規制）は、作業基準遵守の確認のために必要である。」とされているが、対象の規模（小規模工事や短期間の工事にも義務付けするか否か）や基準となる数値、分析方法等が決まっておらず、引き続き慎重に検討されている。
- 廃石綿については、今後、建築物の老朽化に伴い発生量の増加が予想されるが、解体現場や埋立処分場での不適切な処理による飛散が全国で散見されており、問題化している。

課題

- 現行法では、解体工事現場等における石綿の飛散防止については、作業基準及び排気口付近での漏えい防止確認が定められているが、濃度基準が定められていないため、飛散防止対策が十分なされているかどうかの判断ができない。
- 本県では判断材料の一つとして、独自に解体工事現場の周辺で大気を捕集し、石綿の飛散の有無を確認しているが、法に基づく基準がないため、飛散が疑われる場合であっても強力な指導ができない。
- また、濃度基準が設けられたとしても、解体工事は数日～1週間程度で終わってしまうものが多く、現在、国が定めているモニタリング・分析手法では分析に係る日数が長期間となり、分析結果が出る頃には解体工事が終了してしまい、有効な指導ができない。
- 濃度基準が定められ、施工業者に測定義務等が課された場合、経済的負担が増加することが予想されるため、安価な分析方法の開発・普及が必要となる。

38 花粉発生源対策の促進

提案先省庁	林野庁
-------	-----

提案事項

花粉の飛散の低減に向け、少花粉苗木への植替え及び植替えに必要な少花粉苗木の供給拡大を加速し、全国的に花粉発生源対策が進むよう、次の対策を講じること。**新規**

- ① 都道府県に配布する採種園用苗木の供給体制の強化
- ② 林業種苗法に基づくスギの種苗配布区域の見直し及び広域での苗木融通の推進
- ③ 花粉発生源対策に係る連絡会議の開催や、育苗技術や苗木の相互融通に係る情報交換の場の設置

(提案の理由)

現状

- 国民の3割が罹患し国民病と言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等の経済的損失を招いており、花粉発生源対策として少花粉苗木への植替えが求められている。
- 本県では、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において、平成32(2020)年度までに「少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合を90%以上」とする目標を掲げ、苗木の安定供給対策や造林対策を推進している。
- 中国地方知事会では、平成34(2022)年度までにスギ苗木の植替えの割合を90%以上にすることを目指して、平成26(2014)年度から、5県が連携して少花粉スギ苗木への植替えに取り組んでいる。
- 林業種苗法により、スギ苗木の配布区域は細かく制限されており、広域での相互融通が難しい状況となっている。
- 花粉発生源対策の取組については、都道府県ごとに進められており、先進地での技術や事例について、その都度、個別に情報収集を行っている。

課題

- 苗木の安定供給体制を整備するためには、計画的な採種園の整備が不可欠であることから、都道府県からの要望を満たす採種園用苗木の配布が必要である。
- 各都道府県で生産した少花粉苗木を無駄なく有効活用するためには、現在の種苗配布区域を越えた種苗の融通が必要である。
- 少花粉苗木の生産体制を早期に確立するため、採種園の整備や苗木生産技術など、広域での情報交換が必要である。

39 児島湖及び周辺環境保全対策の推進

提案先省庁	総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
-------	---------------------

提案事項

(1) 生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、必要な財源を確保・拡充すること。
- ② 合併処理浄化槽整備事業に係る国の助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽撤去費助成制度に係る国の補助額の引上げ措置を講じること。

(2) 児島湖浄化対策の推進

- ① 児島湖を浄化するための各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど、国においても積極的に取り組むこと。
- ② 湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画に定められた環境用水の導水について、豊水を利用する場合の水利権制度の柔軟な運用を図ること。

(提案の理由)

現状

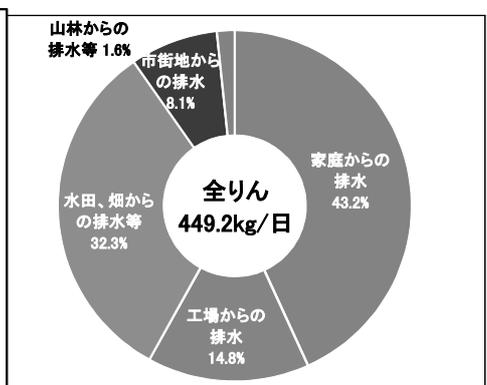
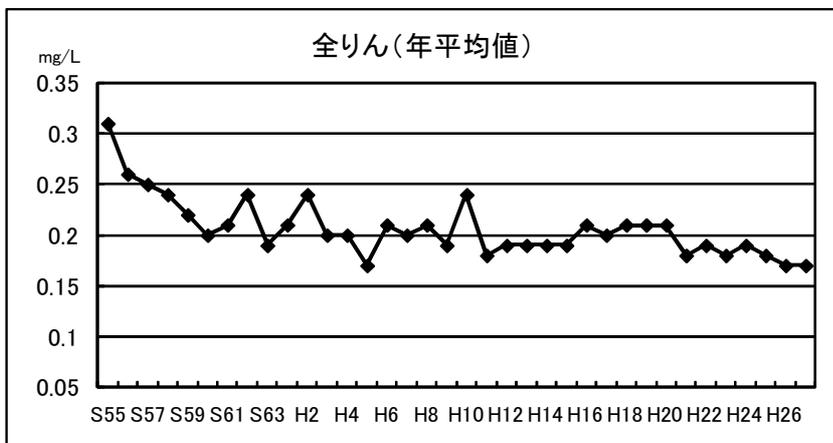
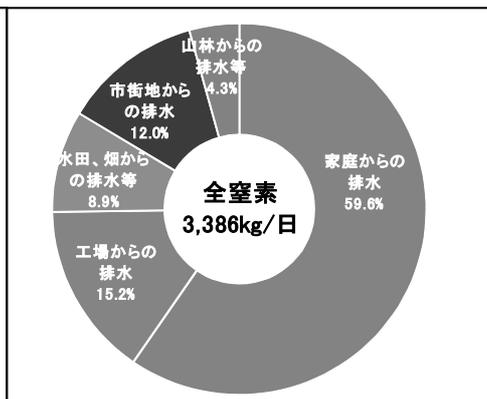
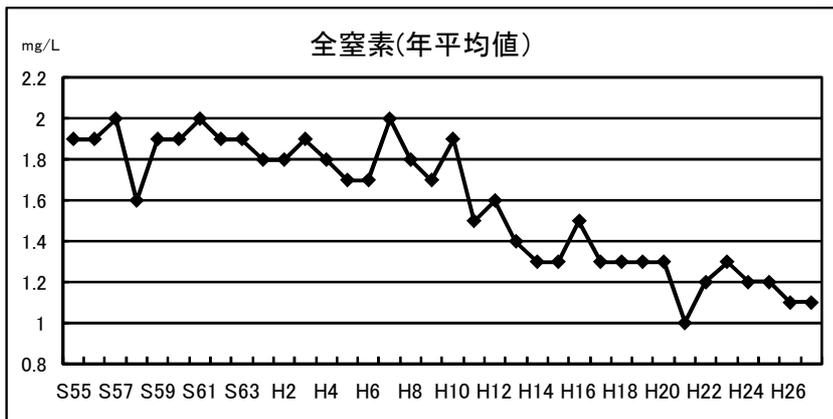
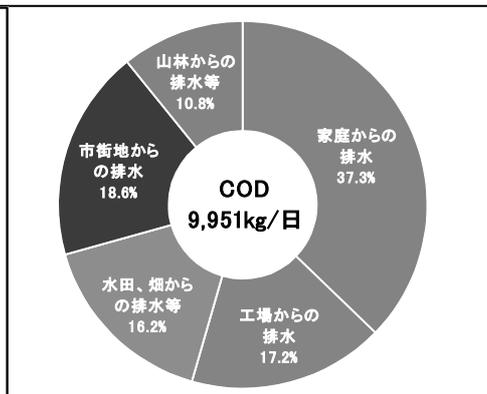
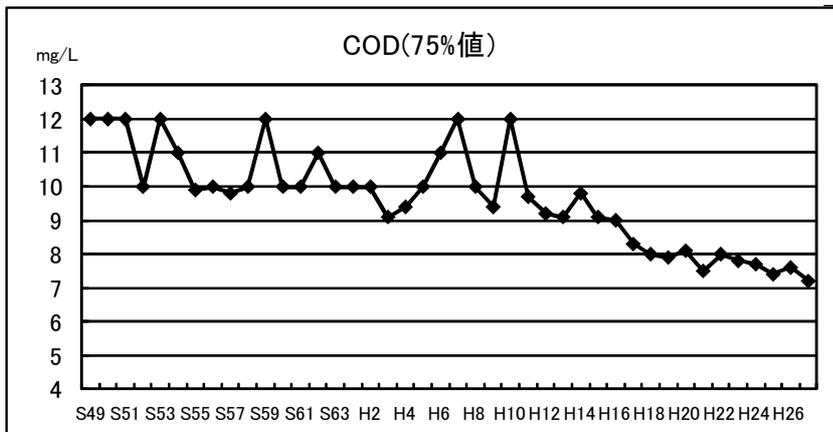
- 児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にあるものの、環境基準の達成のためには、関係機関や県民と一体となって、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 児島湖へ排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで37%、全窒素で60%、全りんで43%を占め、最大の汚濁要因となっている。このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。
- 第7期湖沼水質保全計画(H29(2017).3月策定)に基づき、生活排水対策の外、児島湖を浄化するための各種施策（流出水対策、L字型肥料の普及、ヨシ原の管理、水質汚濁メカニズム究明等の調査研究、環境学習等）を実施することとしている。
- 環境用水の導水については、平成26(2014)年度から国と協議を行い、導水による水質改善効果や取水河川への影響等の調査を実施するとともに、湖沼水質保全特別措置法に基づく国との協議を経て策定した第7期湖沼水質保全計画において、「旭川の豊水時に環境用水の導水を目指す。」と定めている。

課題

- 児島湖の水質改善を図り、環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の財源が確保・拡充される必要がある。
- 指定地域における合併処理浄化槽の整備に係る助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽の撤去費助成制度に係る補助額の引上げが必要である。
- 児島湖を浄化するための各種施策、周辺環境保全対策及び指定湖沼における水質浄化のための試験研究について、円滑かつ確実な実施のため、財政支援や国において積極的に新たな施策を講じるなどの取組が必要である。
- 新たな試みとして、児島湖の水質を改善するため、旭川の豊水時に環境用水の導入を目指しており、国の協力が不可欠である。

【参考】

児島湖の排出汚濁負荷量の発生源別割合（平成27年度）



40 廃棄物の適正処理

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

提案事項

(1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し等

- ① 特定家庭用機器の不法投棄や不適正処分を防止するため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度への改変や、リサイクル料金の低減化をはじめとした運用面の改善を進めること。
- ② 不適正な処理につながる特定家庭用機器等の回収や処分行為に対して、実効ある指導・取締りができる法令整備等を講じること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 特定家庭用機器再商品化法の対象機器の不法投棄や不適正な処理を行う回収・処分業者への引渡しが絶えず、有害物質の飛散・流出や火災の発生などの生活環境への悪影響や適正なリサイクルの阻害につながっている。
- 国では、有害物を含む使用済電気電子機器などを保管又は処分する業者に対して、都道府県知事への届出義務と保管・処分基準の遵守義務を課した廃棄物処理法改正案を閣議決定したが、具体の基準内容等は明らかになっていない。

課題

- 特定家庭用機器の不法投棄や不適正な処理を行う回収業者への引渡しが後を絶たない要因として、これらを廃棄する際にリサイクル料金を支払うことに対する経済的負担感があることから、製品の購入時に料金を負担する制度に改め、本来のリサイクルルートでの処理を促進する必要がある。
また、運用面でも、経済的負担感を軽減させるため、リサイクル料金の低減化のほか、リサイクル券に係る利便性の向上や指定引取場所数の拡大などの改善を図る必要がある。
- 現在、廃棄物処理法の許可を有しない多くの不用品回収業者において頻繁に回収・処分がなされている。そのため業者による適正処理の促進のためには、届出等の制度により、行政が、業者を把握・適正処理指導を進めるとともに、指導に従わない業者に対して厳格な行政処分を行うなど、実効ある措置ができる法、政省令の整備が必要である。
併せて、輸出入をチェックする国の機関などとの連携強化等も重要である。

提案事項

(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

- ① 使用中の全てのPCB使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。
- ② 中小企業者等に対する低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減制度を創設すること。
- ③ PCB特措法の改正により新たに生じる都道府県業務の執行経費について、財政支援策を講じること。**新規**

（提案の理由）

現状

- PCB廃棄物は、PCB特措法に基づき平成38(2026)年度末までの処理期限が設けられており、このうち高濃度PCB廃棄物は、国が全額出資した中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)が全国5箇所に整備した処理施設(本県は北九州事業所)で、処理施設毎に定められた処理期限までに処理することとされており、期限までの確実な処理が急務である。

【本県のPCB廃棄物の処理期限】

- ・ 高濃度PCB廃棄物(変圧器・コンデンサー) …… 平成30(2018)年3月31日まで
- ・ " (安定器など) …………… 平成33(2021)年3月31日まで
- ・ 低濃度PCB廃棄物 …………… 平成39(2027)年3月31日まで

- 平成28(2016)年の法改正により、高濃度PCB廃棄物は、処理期限までの廃棄が義務づけられたが、使用中の低濃度PCB使用製品については、依然として取扱いが不明確である。
- 高濃度PCB廃棄物は、中小企業者に対する処理費用の軽減制度が設けられているが、低濃度PCB廃棄物は対象とされていない。
- 法改正により、高濃度PCB廃棄物の処理期限が実質的に1年前倒しされたため、対象機器の掘り起こしに更に重点的に取り組む必要があるほか、保管事業者が不明等の場合には行政代執行できるとされたが、その仕組みは国で検討中である。

課題

- 使用中の低濃度PCB使用製品の廃棄を明確に義務づけしない限り、処理すべき対象機器の把握が困難であり、処理期限までの確実な処理が確保できない。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCB使用禁止後に製造上の問題により生じたもので、購入した事業者には何ら落ち度がないため、処理費用を全額負担させられることに強い不満があり、早期処理の指導に困難を極めている。
- PCBは様々な用途に使用されており、存在状況を把握することが困難であるため、漏れなく掘り起こしを進めるには、全ての事業場を対象にした立入検査や広報に取り組む必要があり、多大な労力・多額の費用を要する。
また、代執行を行う場合には、自治体が膨大な処理費用を負担する可能性がある。

提案事項

(3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置

市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、適切な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度を活用しているが、平成29(2017)年度当初内示は次のとおりであった。

廃棄物処理施設（平成29(2017)年度竣工事業）	要望額の約 98%内示
廃棄物処理施設（平成30(2018)年度以降竣工事業）	要望額の約 99%内示
浄化槽	要望額の約 93%内示
- 交付金額に不足が生じた場合、市町村等は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村等の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生することも危惧される。
- 全国的に老朽化した廃棄物処理施設の更新需要のピークが続く中、当県内の市町村等についても、平成30(2018)年度以降も廃棄物処理施設の新設等が計画されており、引き続き、適切な予算が確保される必要がある。

課題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のためには、循環型社会形成推進交付金の適切かつ安定的な予算措置が必要である。

41 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致等

提案先省庁 内閣官房、総務省、スポーツ庁

提案事項

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の効果を全国に波及させることができるよう、施設機能の向上等への財源の確保や支援制度の充実など、キャンプ誘致等への積極的な支援を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 平成26(2014)年4月に東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致等推進プロジェクトチームを設置し、地元市町村や県競技団体等と連携を図りながら、駐日大使館や中央の競技団体等へ働きかけを行うなど、誘致活動を展開しているところである。
- しかしながら、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が示すキャンプ候補施設の要件は、国際競技連盟基準（I F基準）を満たす優れたスポーツ施設となっており、既存の施設の改修が必要となる場合が多い。
- 「ホストタウン」として登録された地方公共団体に対しては、こうした改修費用について地域活性化事業債による支援制度が創設されたところであるが、国際交流関係ではなく、既存の競技施設を生かし特定の競技種目に絞った誘致活動を展開しようとしている地方公共団体に対する支援制度は、十分とは言えない。

課題

- キャンプ誘致には、国際競技連盟基準（I F基準）を満たすための施設改修等の経費が必要なことから、施設機能の向上等への財源の確保と支援制度の充実など関係自治体の負担軽減を図る必要がある。

【参考】県内のホストタウンの登録状況

市町村名	交流相手国	登録期
倉敷市	ニュージーランド	第一次登録(H28(2016).1.26)
岡山市	ブルガリア	第三次登録(H28(2016).12.9)
美作市	ベトナム	第三次登録(H28(2016).12.9)